

山九グループ人権方針

山九グループは、永きにわたり「人を大切にすること」を経営理念として掲げ、ともに働く社員はもとより私たちを取り巻く人々の安心、安全な生活を支え続けるため、事業を通じて社会の持続的な発展に貢献することを目指しています。この目的をはたすために人権を尊重し保護していくことを重要な社会的責任と捉え、人権方針を定め様々な人権課題に対して真摯に取り組んでまいります。

1. 人権尊重に対する基本姿勢

山九グループは、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、次の国際規範で示されている“国際的に認められた人権”を尊重します。なお、グローバル企業として山九グループが事業を営む国・地域の法令と国際規範が相反する場合は、可能な限りにおいて国際規範を尊重する方法を追求します。

【主な国際規範】

- ・『世界人権宣言』
- ・『市民的及び政治的権利に関する国際規約』
- ・『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』
- ・『労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言』
- ・『子供の権利とビジネス原則』

2. 適用範囲

本方針は山九グループの全役職員に適用します。また、健全なサプライチェーンの構築にあたりサプライヤーを含む全てのステークホルダーに対しても本方針の理解と尊重を求めます。

3. 管理体制

山九グループは、人権に関する取り組みにおいて、主管となる部門が中心となって各分科会を設置し推進しています。また、その活動状況をサステナビリティ委員会にて確認し、特に重要だと認められる事項については取締役会へ適時報告しています。

4. 事業活動における人権課題への取り組み

山九グループは、人権に関する取り組みの実効性を担保するために、事業領域、活動地域等の特性に沿って人権課題を把握し、それぞれに適切な対応を講じることが必要だと認識しています。人権尊重活動を推進することにより、事業運営における人権課題の特定に努めます。

5. ステークホルダーとの対話

山九グループは、より多角的な視点で人権に関する取り組みを実施すべく、ステークホルダーとの真摯な対話を推進します。

6. 是正・救済

山九グループの事業活動において、人権に関するホットラインを整備し、人権侵害をはじめとして人権への負の影響が発覚した場合は、適切な是正措置を講じます。また、速やかに原因を調査し再発防止策を徹底するとともに、適時にこれを公表します。

7. 人権デュー・ディリジェンス

山九グループは、人権デュー・ディリジェンスを実施することにより、事業活動におけるリスクの高い人権課題を把握し改善に努めます。また、人権課題は常に変化することから、定期的な人権デュー・ディリジェンスを実施し、リスク評価の継続的な見直しを図ります。

8. 教育・研修

山九グループは、人権への意識・理解を向上させるため、全役職員に対して人権に関する研修や教育を実施します。また、サプライヤーを含む全てのステークホルダーに対しても本方針を周知し、理解いただけるよう取り組んでまいります。

9. 情報開示

山九グループは、人権に関する取り組みやその内容について、ホームページおよび統合報告書等にて開示します。

本方針は当社取締役会の承認を得ております。

制定日 2024年5月1日
山九株式会社
代表取締役社長 中村 公大